

令和6年3月29日  
千葉県報第13926号別冊

令和5年度

## 千葉県包括外部監査結果報告書

千葉県包括外部監査人  
公認会計士 松本達之

目次	ページ
<b>第 1 包括外部監査の概要</b> .....	1
1 監査の種類 .....	1
2 選定した特定の事件（テーマ） .....	1
(1) 監査対象 .....	1
(2) 監査対象期間 .....	1
3 事件を選定した理由 .....	1
(1) 当初予算 .....	1
(2) 6月補正予算 .....	1
(3) 9月補正予算・一般会計補正予算（第3号）・12月補正予算・一般会計補正 予算（第5号）・一般会計補正予算（第6号） .....	2
(4) 2月補正予算 .....	2
(5) 令和5年度当初予算要求通知のポイント .....	2
4 監査の内容 .....	3
(1) 監査の実施目的 .....	3
(2) 監査基準 .....	3
(3) 監査における問題意識 .....	3
(4) 監査の視点 .....	4
(5) 主な監査手続の概要 .....	5
(6) 指摘事項及び意見 .....	5
(7) 監査対象 .....	5
5 監査の実施期間 .....	26
6 監査従事者 .....	27
7 利害関係 .....	27
<b>第 2 千葉県の道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の概要</b> .....	28
1 県土整備部 .....	28
(1) 概要 .....	28
(2) 事業の必要性 .....	28
(3) 千葉土木事務所 .....	30
(4) 葛南土木事務所 .....	31
(5) 東葛飾土木事務所 .....	34
(6) 柏土木事務所 .....	37
(7) 印旛土木事務所 .....	41
(8) 成田土木事務所 .....	44
(9) 香取土木事務所 .....	50
(10) 銚子土木事務所 .....	53

(1 1) 海匠土木事務所 .....	54
(1 2) 北千葉道路建設事務所 .....	56
2 総務部資産経営課 .....	58
(1) 概要 .....	58
(2) 事業の必要性 .....	58
3 企業局 .....	60
(1) 上水道事業 .....	60
(2) 工業用水道事業 .....	63
<b>第3 包括外部監査の結果 .....</b>	<b>70</b>
<b>I 個別案件に関する統制活動に係る監査結果（総論） .....</b>	<b>70</b>
1 県土整備部 .....	73
(1) 道路 .....	73
(2) 橋梁 .....	74
(3) トンネル .....	74
(4) 用地取得 .....	74
2 資産経営課 .....	74
3 企業局 .....	74
(1) 上水道事業 .....	74
(2) 工業用水道事業 .....	75
(3) 固定資産台帳等 .....	75
<b>II 監査の総括的意見 .....</b>	<b>75</b>
(1) 監査において確認されたリスクについて .....	75
(2) リスクへの対応方針（改善を希望する方針）について .....	75
(3) 問題の根本原因と改善方向について .....	76
<b>III 各論としての監査結果 .....</b>	<b>77</b>
1 国道道路改築工事（笹曽根地区外道路改良工）（国）126号 .....	77
(1) 概要 .....	77
(2) 手続 .....	81
(3) 結果 .....	81
① 下請負人の社会保険の加入について（意見） .....	81
② 工期の設定方法について（意見） .....	82
③ 不備のある請求書を受領した際の事務について（意見） .....	84
2 社会資本整備総合交付金工事（八木拡幅道路改良工その2）（国）126号 .....	85
(1) 概要 .....	85
(2) 手続 .....	89
(3) 結果 .....	89

①	下請負人の社会保険の加入について（意見）	89
3	県単舗装道路修繕工事他・印旛土木事務所	91
(1)	概要	91
(2)	手続	94
(3)	結果	94
①	契約変更の時期について（指摘）	94
4	県単道路改良工事（田町事業地管理工）	99
(1)	概要	99
(2)	手続	100
(3)	結果	100
①	施工計画書の誤記について（意見）	100
5	県単道路改良工事（銚子 BP 整備工）	102
(1)	概要	102
(2)	手続	103
(3)	結果	103
①	当初設計の合理性に対する疑義について（意見）	103
6	道路受託及び県単道路改良（一般）合併工事（（仮称）三郷流山橋取付高架橋上部工その4）（主）越谷流山線	105
(1)	概要	105
(2)	手続	108
(3)	結果	109
①	期跨ぎの工期変更契約の締結について（意見）	109
7	道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線 成田市天神峰	113
(1)	概要	113
(2)	手続	114
(3)	結果	114
①	設計変更契約について（指摘）	114
②	トンネル台帳記載事項更新について（意見）	115
8	県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務について	115
(1)	概要	115
(2)	手続	124
(3)	結果	124
①	土地の収用手続における、検討会や推進会議の開催について（指摘）	127
②	収用手続の活用案件の要件である「重点施策」の事業課の判断基準のガイドラインについて（意見）	127

③ 「候補案件」の選択の判断基準、審査資料、推進会議の審査について（意見）	128
④ 「推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表について（指摘）	129
⑤ 公表対象事業の要件である「重点施策」の事業課の判断基準について（意見）	129
⑥ 土地売買契約書の作成時における収入印紙の負担関係について（意見）	129
9 千葉市美浜区真砂4丁目2番地先配水管整備工事	130
(1) 概要	130
(2) 手続	132
(3) 結果	132
① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）	132
② 未完成工事報告書の後関処理について（意見）	135
③ 請負工事設計変更施行伺の後関処理について（意見）	137
10 千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事	139
(1) 概要	139
(2) 手続	141
(3) 結果	141
① 未完成工事報告書の後関処理について（意見）	141
② 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）	143
③ 工事完成報告書における押印漏れについて（意見）	145
④ 契約書に添付する設計書の日付について（意見）	147
⑤ 設計業務委託金額の按分について（指摘：1件、意見：1件）	148
11 千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事	151
(1) 概要	151
(2) 手続	153
(3) 結果	153
① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）	153
② 設計業務委託金額の按分について（指摘：1件、意見：1件）	155
③ 設計業務の工事延期伺の後関処理について（意見）	158
12 千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事	160
(1) 概要	160
(2) 手続	162
(3) 結果	162
① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）	162
② 設計業務委託金額の按分について（指摘：1件、意見：1件）	164
13 柏井浄水場・ちば野菊の里浄水場	167

(1) 各浄水場の概要 .....	167
(2) 各工事の概要 .....	168
(3) 手続 .....	175
(4) 結果 .....	175
① 一者応札の工事について（意見） .....	175
② 固定資産の計上単位について（意見） .....	176
14 南八幡浄水場3・4号沈殿池設備更新工事 市川市南八幡2-23-1 .....	176
(1) 概要 .....	176
(2) 手続 .....	179
(3) 結果 .....	179
① 建設廃棄物処理業者について（指摘） .....	179
② 一者応札の工事について（意見） .....	180
15 企業局工業用水道事業における固定資産台帳の管理方法 .....	181
(1) 概要 .....	181
(2) 手続 .....	188
(3) 結果 .....	188
① 固定資産台帳へのデータ入力について（意見） .....	188
16 工事等の債務負担行為に係る伝票処理（工業用水部） .....	189
(1) 概要 .....	189
(2) 手続 .....	191
(3) 結果 .....	191
① 工事等の債務負担行為に係る伝票処理について（指摘） .....	191

## 凡例

正式名称	本報告書上の表記
<p><b>【知事部局】</b></p> <p>千葉県県土整備部用地事務取扱規程</p> <p>土木工事共通仕様書</p> <p><b>【企業局】</b></p> <p>千葉県企業局建設工事等契約事務取扱要綱</p> <p>[上水道事業]</p> <p>水道工事標準仕様書</p> <p>[工業用水道事業]</p> <p>工業用水部設備工事一般仕様書</p>	<p>用地事務取扱規程</p> <p>共通仕様書</p> <p>企・契約事務取扱要綱</p> <p>上・標準仕様書</p> <p>工・一般仕様書</p>

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項及び第4項並びに千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年千葉県条例第1号）第2条の規定に基づく包括外部監査である。

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）監査対象

千葉県の社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

#### （2）監査対象期間

原則として令和4年度（必要に応じて、他年度についても監査対象とする。）

### 3 事件を選定した理由

令和4年度の千葉県の予算編成過程から、以下のような特徴があったと理解した。

#### （1）当初予算

「令和4年度当初予算では、まずは県民の命と暮らしを守ることを最優先とし、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、防災減災対策や交通安全対策を加速してまいります。」

「その上で、新たな千葉県総合計画案に掲げた施策を推進するため、

- ・県内経済の活性化や農林水産業の振興
- ・道路ネットワークなどの社会資本の整備促進

をはじめ、医療・福祉や子育て・教育施策の充実、環境の保全や共生社会の実現、千葉の魅力向上や文化・スポーツの振興など、幅広い分野にわたり、豊かな県民生活の実現に向けた事業を計上しています。」

として、各種支援金を充実させるとともに、既存の県有財産である社会資本の整備促進を図るものとなっている。

#### （2）6月補正予算

「ウクライナ情勢や原油価格・物価高騰などにより、県内経済に影響が生じていることから、国の緊急対策を踏まえ、経済的に厳しい環境に置かれた世帯や価格高騰に直面する中小企業等への支援を速やかに実施する必要があります。」

として、各種支援金の給付を拡充している。

(3) 9月補正予算・一般会計補正予算(第3号)・12月補正予算・一般会計補正予算(第5号)・一般会計補正予算(第6号)

引き続き新型コロナウイルス感染症新規患者数の増加、物価高騰などへの各種支援金給付の拡充を進めている。

また、社会資本の整備促進について年度をまたいだ調整を行うことを示している。

(4) 2月補正予算

各種支援金給付の拡充と併せて、社会資本の整備促進のための財政的手当てを図っている。

(5) 令和5年度当初予算要求通知のポイント

「令和5年度の本県財政については、歳入面では、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響のほか、エネルギーや食品、資材などの物価高騰等の影響を受け、個人消費の落ち込みや企業収益の悪化等により県税収入の減少が懸念されるなど、極めて不透明な状況となっています。

一方、歳出面では、人件費については、段階的な定年引上げにより退職者が減少するため、一時的に減少するものの、令和6年度には退職手当が反動で増加することに備え、財源を確保しておく必要があります。また、社会保障費や公債費は引き続き増加することから、義務的経費全体では増加する見込みであり、現時点では、大変厳しい財政運営が見込まれます。

さらに、令和6年度以降も、社会保障費などの義務的経費は継続して増加が見込まれることに加え、本格化する県有施設の長寿命化にも適切に対応していく必要があることなどから、将来負担を見据え、持続可能な財政構造の確立に取り組んでいかなければなりません。」

としており、引き続き、各種支援金給付の拡充と社会資本の整備促進が必要との考えを示している。

以上から、千葉県の事務手続において各種支援金給付及び社会資本の整備促進は重要な施策であることが明らかであり、各種支援金給付の事務手続においては、厳格な支給基準の適用が求められ、社会資本の整備促進については、県有財産の現状を的確に把握し、適切な優先順位決定、工事の発注、監督を適切に進めていくことが求められていると考えられる。

とくに後者においては、複数の所属部局間での連携が必要であり、財政負担も大きいものであることから、その事務手続が規定に従って適切に実施されていることを監査することは重要な意義があると判断した。

## 4 監査の内容

### (1) 監査の実施目的

平成 11 年 4 月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する県民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査の制度趣旨は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合規性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、監査結果報告書に取りまとめることにある。

したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での限定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

### (2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

### (3) 監査における問題意識

道路、橋梁、トンネルというインフラは、適切なメンテナンスがなされていなければ交通事故につながり、人命にも係るリスクを抱えている。

また、経済活動の変化により、交通量の変動もあり、適宜、計画の見直しを行わなければ、交通渋滞により経済的損失にもつながる。

県の道路、橋梁、トンネルの新設の方針は、渋滞状況や国、市町村の道路整備計画とも連携し、優先順位を決定し、整備を行っている。メンテナンスは定期的な点検により大規模な修繕計画を、日常的なパトロールやユーザーからの通報により、迅速な修繕を実施しているところである。

上水道及び工業用水道は、導水管や配水管といった管路、浄水場などの施設の老朽化が進んでおり、中・長期計画を立て、計画的に更新、耐震化を進めている。

令和 5 年 11 月 22 日付日本経済新聞朝刊に、「「蛇口から水」いつまで 給水車・雨水が頼り？ 老朽水道管が 6 割に 人口減で料金に差」との見出しで、「蛇口をひねれば、いつでも水が出る。そんな日常が続かなくなるかもしれない。今のまま 2050 年になると、約 6 割の水道管が法定耐用年数を超す。使えなくなる恐れがある一方、維持管理する職員は減る。人口減と老朽化のはざま、生活に欠か